

## 悩みや困りごとなど、お気軽にご相談ください

家族や友人関係のこと、日常生活における心配事など、一人で抱えて悩んでいませんか？  
人権に関して抱えている悩みや困りごとについて、相談をお受けします。

### ▼日常生活における心配事、人権問題などに関する総合相談

名称	相談機関(場所)	日時	電話番号
総合相談	人権交流センター (大字小山1264-4 (須坂高校体育館西側))	【平日】 9時00分～17時00分	026-245-0909

### ▼女性の家族関係、DVなどの相談

名称	相談機関(場所)	日時	電話番号
女性相談	人権交流センター (大字小山1264-4 (須坂高校体育館西側))	【平日】 9時00分～17時00分	026-245-0909
女性の生活上の相談	女性相談センター (長野保健福祉事務所 女性相談員)	【平日】 8時30分～17時15分	026-235-5710 (※電話相談専用番号) 026-225-9057 (※面談相談予約番号)

### ▼人権擁護委員による、いじめや虐待、ハラスメントなどの相談

名称	相談機関(場所)	日時	電話番号
よろずなんでも相談 (毎月1回開催)	人権交流センター (大字小山1264-4 (須坂高校体育館西側))	【火曜日もしくは金曜日】 10時00分～12時00分	026-245-0909

※開催場所や日時は月によって異なります。詳しくはホームページにてご覧ください。

その他、身体やこころ、育児、お金などの日常生活に関する悩みごとの相談も受け付けています。下記のURLまたは、右記の二次元コードより各種相談窓口の情報にアクセスください。

URL▶ <https://www.city.suzaka.nagano.jp/mokuteki/kakushusodan/>



## 概要版

# 須坂市 人権政策推進基本方針 (改訂版)



## ――策定にあたって――

人権とは、すべての人が生まれながらに持っており、人として幸せに生きていくために必要な、誰もが侵害されることのない権利です。

しかしながら、第二次世界大戦で多くの人々の命が奪われてきました。このようなことが二度と起こらないように、1948年の国連総会で、すべての人民とすべての国が達成すべき基本的人権についての宣言である「世界人権宣言」が採択されました。それ以降、世界をはじめ、各自自治体においても人権教育に関する計画等を策定し、教育・啓発活動の取組みが進められています。

本市では、1958年「須坂市部落解放審議会条例」の制定や、同審議会の設置、また、部落解放・人権尊重都市宣言や、「部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護に関する条例」の制定など、様々な人権課題の解決に取り組んできました。

しかしながら、時代の変化とともに人権課題はさらに多様化、複雑化し、また、新たな課題が生じてきています。

このため、本市がこれまでの取組みの中で積み上げてきた成果や手法を生かしながら、より一層人権を尊重し合える社会の実現を目指して、人権政策推進基本方針改訂版を策定しました。

2024年3月



仁礼小学校6年 依田 あおさん作  
2023年度小・中学生、一般応募作品最優秀賞

## ■基本理念

すべての人が人間として尊重され、  
心豊かな生活を送ることができる明るく住みよい社会を築く



須坂市部落解放・人権尊重都市宣言(1994年)には、「基本的人権が尊重され、自由で平等な社会の実現は、すべての人々の強い願いである。」と明記されています。

この基本的人権の尊重を基盤に、あらゆる差別や人権侵害をなくし、市民と行政が一体となって、「部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護に関する条例」の精神である「すべての人が人間として尊重され、心豊かな生活を送ることができる明るく住みよい社会を築く」ことを目指します。

一人ひとりの違いを個性として認め、互いに支え合い、共に生きる社会を実現することは、人権政策を進める上での基本です。すべての市民が人権問題を自らの課題として受け止め、人権が尊重される社会づくりに積極的に関わられるよう、市民一人ひとりの人権意識を高める取組みを進めます。

## ■基本姿勢

### (1) 人権の視点に立った総合的な行政の推進

すべての分野において、人権の視点に立った行政を総合的に推進することにより、人権が尊重され、差別のない明るい須坂市を築いていきます。

### (2) 市職員における人権意識の高揚

すべての市職員が人権に関わる行政の担い手という自覚を持ち、常に人権尊重の視点に立って施策を企画・実施し、評価、改善を行っていきます。また、当事者の意見を聴く機会の充実と施策への反映に努めます。そのために、職員研修を通じて職員の資質の向上と人権意識の高揚を図ります。

### (3) 市民の人権意識の高揚

「部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護に関する条例」では、市民は相互に基本的人権を尊重するとともに、人権侵害に関する行為をしてはならない、と規定しています。

市民の人権意識の高揚を図るため、町別人権問題学習会や人権教育講座など、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努めます。

## ——推進体制——

人権施策を効果的に推進するにあたっては、国、県、市、市民・関係団体等がそれぞれの役割に応じて協力し合えるよう、連携して取組みを進めます。

また、人権施策を着実に、効果的に推進するため、部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護審議会や、事務事業評価制度等を活用し、定期的に点検・評価を行い、施策の見直しを行います。

## ■すべての施策において共通で取組むこと

### (1) 人権教育・啓発

- ① 学校人権教育
  - ・児童・生徒への人権教育
  - ・教職員への人権教育

### ② 社会人権教育

- ・家庭・地域での人権教育
- ・企業・職場での人権教育
- ・市役所内における教育

### ③ 人権交流センター等における啓発

### ④ 多様な手法による効果的な啓発

### (2) 人権相談・支援体制

- ・総合相談体制の整備
- ・国・県、関係機関との連携による支援体制の構築
- ・相談窓口等の周知・広報



## ■分野別に取り組むこと

### (1) 部落差別

- ・相談や解決に向けた支援体制の充実
- ・多様な手法による教育・啓発の推進

### (2) 女性

- ・男女共同参画意識の啓発
- ・女性の社会参画の促進
- ・女性の人権を守るための取組み



### (3) 子ども

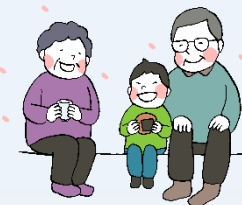
- ・児童虐待防止対策の充実
- ・いじめや不登校の未然防止対策及び支援の充実
- ・困難を抱える子どもへの支援の充実
- ・個々に寄り添った教育支援の充実

### (4) 障がい者

- ・障がい者への理解と尊重を深める啓発の促進
- ・障がい者の自立と社会参加の促進
- ・障がい者の権利擁護の推進
- ・意思疎通支援と情報アクセシビリティの充実

### (5) 高齢者

- ・地域全体で支える体制の整備
- ・高齢者の権利擁護



### (6) インターネットによる人権侵害

- ・プライバシーや情報モラルの理解促進
- ・被害を受けた人への支援の充実

### (7) 性的マイノリティ(性的少数者)

- ・性の多様性についての理解の促進
- ・人権を尊重し合える社会づくりの推進

### (8) 犯罪被害者等

- ・犯罪被害防止への啓発
- ・条例に基づく支援策の充実



### (9) 外国人

- ・異文化交流による相互理解の促進
- ・外国人が暮らしやすい地域づくりの推進

### (10) 様々な人権問題

- ・HIVやハンセン病、新型コロナウイルスなどの感染者等
- ・刑を終えて出所した人等
- ・ホームレスの人々
- ・アイヌの人々
- ・その他の人権

